		田 7 102
処 分 名	指定医の指定の更新	
処分の概要	申請に基づき審査し、指定医の更新を行い、指定通知書等の交付を行う。	
根 拠 法 令 名	児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)	
条  項	第7条の12	
所 管 課	健康づくり推進課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		2か月
標準処理期間		計 2か月

児童福祉法施行規則第7条の10第1項、及び松山市児童福祉法第19条の3第1項に規定する指定医の指定 に係る事務取扱要領の第2小慢指定医の要件及び第6小慢指定医の指定の更新3の基準に適合すること。

## 【根拠法令等】

審查基準

児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)

第七条の十 都道府県知事は、法第十九条の三第一項の規定に基づき、診断又は治療に五年以上(医師法(昭和二十三年法律第二百一号)に規定する臨床研修を受けている期間を含む。)従事した経験を有する医師であつて、次の各号のいずれかに該当するもののうち、第七条の十三に規定する職務を行うのに必要な知識及び技能を有すると認められる者を、その申請に基づき、指定医に指定するものとする。

- 一 厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医(以下「専門医」という。)の資格を有すること。
- 二 都道府県知事が行う研修を修了していること。
- ② 都道府県知事は、前項の規定にかかわらず、第七条の十六の規定により指定医の指定を取り消された後五年を経過していない者その他指定医として著しく不適当と認められる者については、前項の指定をしないことができる。

第七条の十二 指定医の指定は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

松山市児童福祉法第19条の3第1項に規定する指定医の指定に係る事務取扱要領

## 第2 小慢指定医の要件

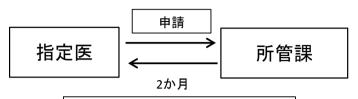
1 小慢指定医の要件は,診断又は治療に5年以上(医師法(昭和23年法律第201号)に規定する臨床研修を受けている期間を含む。以下同じ。)従事した経験(以下「実務経験」という。)を有する医師であって,次のいずれかに該当し,かつ,第1の職務を行うのに必要な知識と技能を有すると認められる者とする。

①別表1の厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医(以下「専門医」という。)の資格を有すること。 【規則第7条の10第1項第1号】

②都道府県知事,指定都市市長及び中核市市長(以下「都道府県知事等」という。)が行う研修(小児慢性特定疾病の診断又は治療に関する一般的知識及び専門的知識を習得するためのもの。以下「小慢指定医育成研修」という。)を修了していること。【規則第7条の10第1項第2号】

## 第6 小慢指定医の指定の更新

3 第2の1の①の要件(専門医要件)で小慢指定医の指定を受けた医師については、その指定の更新時に専門医の資格を喪失している場合であっても、これまでに当該小慢指定医が作成した医療意見書の実績等にかんがみ、当該医療意見書が著しく不適切である等の事実が確認されなければ、小慢指定医の指定の更新をしてもよい。



指定•指定通知書(更新)交付

※有効期間終期よりも早期に更新受付を開始し、提出期間内に申請のあったものを一括処理するため、処理期間を長く設定している。